

岡崎市行政サービス等一覧

2025年4月1日時点

注意事項

- ・ 2025年4月1日時点で、愛知県ファミリーシップ宣誓制度利用者が活用可能な市町村行政サービス等を掲載しています。（追加等があった場合、順次更新する予定です。）
- ・ 行政サービス等の利用にあたっては、各行政サービス等で定められている要件等を満たす必要があります。また、受理証明書等の提示が不要な場合や、宣誓の有無に関わらず対応している場合もあります。詳細は各担当課室へお問合せください。

行政サービス等の名称	概要	受理証明書等の提示の要否		その他備考	担当課室
		必要	不要		
犯罪被害者等支援金	故意の犯罪行為により亡くなられた犯罪被害者の御遺族への支援金給付	○			防犯交通安全課 0564-23-6493
犯罪被害者等日常生活支援サービス	故意の犯罪行為により日常生活を営むのに支障がある犯罪被害者等の方に対するホームヘルパー派遣及び配食サービスの提供	○			防犯交通安全課 0564-23-6493
要介護認定申請	介護保険制度による介護サービスを利用するための申請 ※代理申請可		○	本人の介護または医療保険証、印鑑、窓口に来られる方の本人確認できるもの（運転免許証、介護または医療保険証、顔写真のついていないものは1点、顔写真のついていないものは2点）が必要	介護保険課 0564-23-6683（審査） 0564-23-6684（調査）
アピアランスケア用品購入費補助金申請	アピアランスケア用品購入費補助金の申請。（対象者が未成年の時のみ） 愛知県ファミリーシップ宣誓制度利用者を保護者として取扱う。	○			健康増進課 0564-23-6639
岡崎市若年がん患者在宅ターミナルケア補助事業の申請。（対象者が未成年の時のみ） 愛知県ファミリーシップ宣誓制度利用者を保護者として取扱う。	岡崎市若年がん患者在宅ターミナルケア補助事業の申請。（対象者が未成年の時のみ） 愛知県ファミリーシップ宣誓制度利用者を保護者として取扱う。	○			健康増進課 0564-23-6639
自死遺族相談	大切な人を自死で亡くされたかたの個別相談		○		健康増進課 0564-23-6715

岡崎市行政サービス等一覧

2025年4月1日時点

注意事項

- ・ 2025年4月1日時点で、愛知県ファミリーシップ宣誓制度利用者が活用可能な市町村行政サービス等を掲載しています。（追加等があった場合、順次更新する予定です。）
- ・ 行政サービス等の利用にあたっては、各行政サービス等で定められている要件等を満たす必要があります。また、受理証明書等の提示が不要な場合や、宣誓の有無に関わらず対応している場合もあります。詳細は各担当課室へお問合せください。

行政サービス等の名称	概要	受理証明書等の提示の要否		その他備考	担当課室
		必要	不要		
母子健康手帳の交付	愛知県ファミリーシップ宣誓制度利用者がパートナーシップにある方を妊婦の夫（パートナー）として取扱う。妊婦が来庁できない場合の代理申請可とする。	○			家庭児童課 0564-23-7683
こども発達センター有料施設の利用	こども発達センター有料施設利用料の減免適用。 愛知県ファミリーシップ宣誓制度利用者について、パートナーシップを婚姻関係に準ずるとみなし、ファミリーシップにある方は家族関係にあるものとして扱う。		○	こども発達センター有料施設の利用料を半額に減免できる対象は、「障がい児・者及びその家族」としている。	こども発達相談センター 0564-23-7534
市民病院での入院面会・診療説明	愛知県ファミリーシップ宣誓制度利用者を親族として取り扱うこととし、原則本人同意のうえ、入院面会、診療説明を可とする。		○	本人の同意が確認できない場合は、受理証明書等の提示が必要	岡崎市民病院総務課 （代）0564-21-8111
診療・リハビリテーション等医療行為全般に関する同意	愛知県ファミリーシップ宣誓制度利用者を婚姻関係もしくは養育者にかかわるものとして扱い、診療・リハビリテーション等医療行為全般に関する説明と同意を受付	○			こども発達医療センター （代）0564-23-7624
救急車への同乗	救急車への同乗		○		岡崎市消防本部 消防救急課 0564-21-9886
救急搬送証明書の交付	救急搬送証明書の交付	○		本人でない場合は、受理証明書等のほか委任状の提出が必要	中消防署本署 0564-21-9788

注意事項

- ・ 2025年4月1日時点で、愛知県ファミリーシップ宣誓制度利用者が活用可能な市町村行政サービス等を掲載しています。（追加等があった場合、順次更新する予定です。）
- ・ 行政サービス等の利用にあたっては、各行政サービス等で定められている要件等を満たす必要があります。また、受理証明書等の提示が不要な場合や、宣誓の有無に関わらず対応している場合もあります。詳細は各担当課室へお問合せください。

行政サービス等の名称	概要	受理証明書等の提示の要否		その他備考	担当課室
		必要	不要		
水道の使用証明書・納付証明書の交付	受理証明書の提示によって、愛知県ファミリーシップ宣誓制度利用者を契約者の親族として取扱うこととし、申請に伴う委任状は不要として、水道の使用証明書・納付証明書を交付する。	○		同居している必要有り	サービス課 0564-23-6350
納付書の再発行	受理証明書の提示によって、愛知県ファミリーシップ宣誓制度利用者を契約者の親族として取扱うこととし、納付書の再発行を行う。	○		同居している必要有り	サービス課 0564-23-6350